相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿東五六四五番地、最後の住所大阪府大阪市旭区大宮三丁目二〇番二二―六〇四号　被相続人　亡　小野村容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪府大阪市北区西天満二丁目九番一四号北ビル三号館七階

相続財産清算人　弁護士　佐井　利信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂郡上郡町上郡一番地、最後の住所神戸市長田区滝谷町一丁目六番六一八号　被相続人　亡　高田　靖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

神戸市中央区西町三五番地三井神戸ビル二階新神戸法律事務所

相続財産清算人　弁護士　種谷有希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市松山町一四番、最後の住所岡山県倉敷市北畝五丁目一二番二八号　被相続人　亡　松崎　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

岡山県岡山市北区春日町五番六号

相続財産清算人

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市能美町中町八三四番地一、最後の住所広島県江田島市能美町中町三三七四番四　被相続人　亡　川崎　道男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

広島市中区上幟町二番三一―三〇四号

相続財産清算人　司法書士　杉原　和巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字楠橋七九四番地、最後の住所北九州市八幡西区楠橋南一丁目七番三四号　被相続人　亡　前田佐和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

北九州市小倉北区室町二丁目一一番一九号A&Aビル二〇二号　阿野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阿野　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡遠賀町広渡一丁目一九〇二番地五七、最後の住所福岡県遠賀郡遠賀町広渡一丁目二五番二号　被相続人　亡　松田　剛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア三階

相続財産清算人　弁護士　阿部　哲茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区大江三丁目一番、最後の住所熊本市中央区新大江三丁目一一番四―一六号　被相続人　亡　川添　徹矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

熊本市中央区帯山三―三五―一―一〇三

相続財産清算人　司法書士　杉本　裕志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市川辺町下山田一七七六番地、最後の住所鹿児島市下福元町九五六三番地　特別養護老人ホームはっぴー園　被相続人　亡　日吉　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

鹿児島市住吉町一三番一号　ハーバーフロントビル四階　きとう司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　木藤　貴文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市小野原町八五一番地二、最後の住所鹿児島県鹿屋市小野原町八五一番地二　被相続人　亡　大淵　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

事務所鹿児島県垂水市田神三四九五番地一

村山ビル二階國師司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　國師　博文

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　齊藤　寛

住所　静岡県三島市梅名四三八番地の四

生年月日　昭和五十年八月三十日

二　供託所　静岡地方法務局沼津支局

三　供託番号　令和八年度金第九〇六号

四　供託金額　二百九十八万四千七百四十七円

五　裁判所　静岡家庭裁判所沼津支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　平成二十七年（家）第八一一三号

令和八年十一月十六日

静岡県裾野市平松四七四番地　ＴＡＫビルⅡ―二〇二　マーブル法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　鈴木　秀忠

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　原　宏朗

従来の住所　名古屋市天白区元八事一丁目二四五番地　朝日ビル一〇一号

生年月日　昭和十六年二月十三日

二　供託所　名古屋法務局

三　供託番号　令和八年度金第四二五七号

四　供託金額　一、三三二、三八八円

五　裁判所　名古屋家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇一二号

令和八年十一月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号　ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ二階　弁護士法人かみすき法律事務所　久屋大通事務所

不在者財産管理人　弁護士　小田原宏之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　深田　すみ

住所　不明

生年月日　明治三十七年四月十一日

二　供託所　神戸地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一八六〇号

四　供託金額　一七八、六一〇円

五　裁判所　神戸家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第四〇四一〇号

令和八年十一月十六日

兵庫県神戸市中央区花隈町二三番二三号　第二花隈ダイヤハイツ一〇一号　神戸花くま法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　野田　倫子

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために、長年に亘り連絡が取れない無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として合祀墓に改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十一月十六日

一、墳墓等所在地　埼玉県さいたま市西区三橋五―一五〇五

一、墳墓等の名称　青葉園

一、墳墓等区画番号及び死亡者の本籍と氏名

①六区一七列一六一番　本籍不明　鈴木芳子

②一一区一二列五八番　本籍不明　高山實

③一一区一八列六一番　本籍不明　鈴木要造

一、改葬を行おうとする者　埼玉県さいたま市西区三橋五―一五〇五　公益財団法人青葉園　代表理事　吉田　奉行

一、連絡先　青葉園管理事務所（電話〇四八―六二三―二一一一）